

「24th ミーティングに関する報告書」(2001.11.3)

全体的な印象につき

タイトルは、「暮らしと法律の戦略 ～貸さない、借りない、保証しない～」でした。

内容は、「金銭貸借トラブルを避け、スムーズでスマートな生活をおくるための戦略」でした。

ただ、「同時テロとアフガン空爆」のディスカッションが長引きまして、24thのテーマにはほとんど踏み込めませんでした。

ですので、「貸さない、借りない、保証しない」は、今回は予告編に留め、本編は、25th ミーティングにて行うこととなりました。

フリートーク

- 松田くん >>出版業界のイイ加減さ
 - ・・・契約書なし、原稿料出版後という危うさ
- 岩上さん >>新事務所についてのお話し(祝!)
- ・・・士業の事務所移転のあれこれ
- 丹下さん >>大阪経済の停滞
 - ・・・現在、毎週平日、大阪出張中
- 阿部さん >>行政書士資格試験の講師のこと
 - ・・・資格試験業界のあれこれ
- 古田さん >>来年の事業展開のさわり
 - ・・・風船パーティの概要
- 浅利さん >>テロ関連のお話し
 - ・・・テロに関する講義の依頼、殺到!
- 菊池さん >>経営コンサルタントのお仕事
 - ・・・リストラ、コスト(雇用)削減の手法、現状
- 茂木 >>「IT」の定義についてディスカッション

「IT革命」「IT不況」というが、そもそも「ITの定義」付けができていなくては・・・、ということ。

で、「ITの定義」についての参加者からの発言・・・

小学生にも説明できるように10文字以内という制約をかけました。

- ミスを少なくするためのアイテム

- コンピュータが積み重なったもの
- ボタン付きの流しそうめん
- ドラえもんのポケット
- リアルタイムでの情報配信
- SCMといったような効率化・迅速化のためのツール

・・・といったものがありました。

また、菊池さんより経営コンサルタント的立場から・・・

- ユニクロのIT活用というお話。
究極のCRM（市場調査・顧客管理）& SCM（製造・物流管理）。
お客さんの要望が、直接ユニクロの事業に反映される。
また、徹底したペーパーレス。

- 「作業のIT化」と、「仕事の知性化」について。
いかに、単純作業をコンピュータにまかせるか、そして、人の仕事を付加価値の高い、専門的なものとしていくか。

そして、浅利さんより危機管理コンサルタント的立場から・・・

- CIAのIT化の弊害という話し。
○シュ○ンなどのIT活用の情報収集でなく、情報と情報の人的直接的なバーターの必要性など。

・・・この場合の「IT」は、
「コンピュータ（人の作業の代わりをする）」
「コミュニケーションツール」といったあたりの意味合い。
「同時テロとアフガン空爆」についてのディスカッション。（情報提供：浅利さん）

ディスカッションの大筋ですが・・・
「テロとIT」というところから始まりまして、
「テロによるIT活用が進めた”効率化””迅速化””グローバル化”の破綻？」、
逆に、「IT活用によるテロネットワークの可能性」。
また、「軍需革命と考えられるような現状」という流れでした。

具体的には・・・

- ガスマスクの効用？
- 盗聴機あれこれ。
- 一定範囲の空気中の酸素を無くす新型爆弾。

・・・というあたりから、

- テロリズムによる国家の破壊。
- ・・・という幻想を持たせての金儲け。
- テロリズムの定義。
- テロリズムの培養の土壌。
- 日本の平和ボケ。
- ・・・では、何をしたらよいのか？
 そもそも、個人が、
 サリン攻撃や、ジャンボ機攻撃を回避できるのか？

・・・というあたり。

で、「生」とか「死」まで。生き方まで。
さすがに、まとめられませんでした。

次いで、「貸さない、借りない、保証しない」の予告編、『少額訴訟の起こし方』。
(情報提供：茂木)

お題として、

「友人に10万円を貸し、1年が過ぎましたが、なんの音沙汰もありません。あなたなら、どうしますか？」　・・・というものでした。

つまりは、債権回収をいかに図るかということです。

ただ、そもそもとして、「貸さない」ことが1番という前提を提示しました。
たとえば、債権の取り立てには、「プロ」がいるように、「アマ」ができると考えるのは、どうか？、と。
・・・あるいは、「上げた」のだと割り切って、と。

で、手法ですが・・・

まず、

- 借用書など書類があるかどうか？
 ・・・借り手に、金額、年月日、貸してを自署させて、印鑑が押させてあるか。

ついで、書類（証拠）があるときは、

■ 催促。

電話→郵便→配達証明付き内容証明郵便

また、

■ 金銭債権の消滅時効の中断の措置。

そして、それでも返さないのなら、

■ 少額訴訟の提起（30万円以下、金銭債権に限り）など。

で、書類（証拠）がないときは、

■ 証拠を作り出す（相手に債権の存在を書類で認めさせる）。

・・・というような、情報提供でした。

ただし、訴訟で勝っても、その後は、「執行」（差押え）の手続きとなる。

また、相手が無一文であれば、（代わりに払ってくれる人がいない限り）取り立てることはできませんが。

・・・というような内容の予告編でした。